

固定資産税課税免除申請の手引き

1 固定資産税の課税免除

留萌市では、過疎地域の持続的発展を目的に、市内全域において製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合は、申請により固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

当該課税免除の適用にあたっては、提出書類一覧に記載されている書類を添付して、固定資産税の課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに課税免除申請書を提出する必要があります。

例：令和6年5月に取得した家屋→令和7年度に課税→令和7年1月31日までに申請

※課税免除となる期間は、当該設備等が事業のように供した日以降に最初に賦課される固定資産税から最長で3年間です。

※取得してから一定期間経過している固定資産に係る申請については、課税免除ができない場合があります。

※申請は、課税免除を受ける期間、毎年行っていただく必要があります。

例：令和7～9年度の3カ年課税免除を受ける場合、計3回の申請が必要

2 要件

○対象地域

留萌市全域

○課税免除の要件

□業種が、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業は除く。）のいずれかであること。

※情報サービス業等とは、①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット附随サービス業、④「商品、権利、役務」に関する「説明や相談、商品や権利」の「売買契約、役務」を有償で提供する契約についての「申込み、申込みの受付、締結、これらの契約の申込み、締結の勧誘」の業務、⑤新商品の開発、販売計画の作成等に必要基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務を言います。

※農林水産物等販売業とは、対象地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業を言います。

(例)観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストランなど

□青色申告書を提出する個人又は法人であること。

□租税特別措置法第12条第3項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受けられる資産であって、その取得価額の合計が下表に合致する設備等の取得等であること。

業種	資本金			
	個人	5,000万円以下	5,000万円～1億円	1億円以上
製造業	500万円以上	500万円以上の取得	1,000万円以上の取得	2,000万円以上の取得
旅館業				
情報サービス業等		500万円以上の取得		
農林水産物等販売業				

※「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替えをいう。)のための工事による取得又は建設を含みます。ただし、資本金額が5,000万円超の法人については、新設、増設したもののみが対象となります。

※新設、増設とは

【新設】製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を市内に有しない者が、対象地域に生産設備等を設置する場合があります。

【増設】製造業の対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を既に市内に有する者が、他の当該施設や生産設備等を対象地域に設置する場合があります。

○対象資産

業種	土地	家屋	償却資産
	製造業	建物の敷地である土地	工場用建物など
旅館業	ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物など		
情報サービス業等	作業所など		
農林水産物等販売業	無人販売所、売店など		

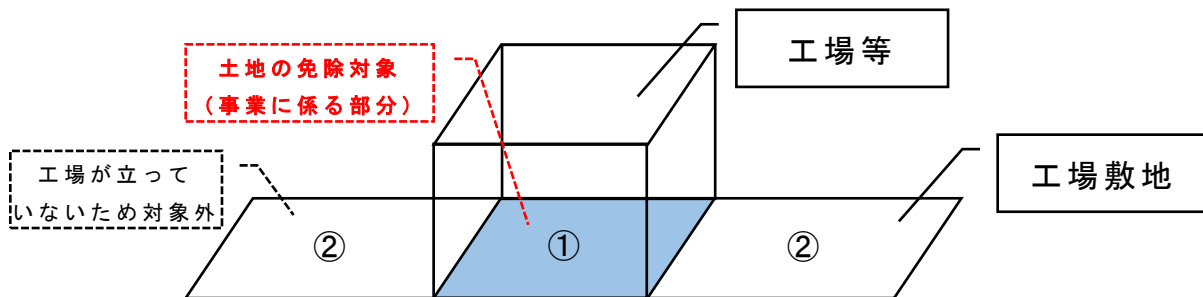
□土地（取得後１年以内に当該家屋又は構築物の建設に着手した土地に限ります。）

※建物建設の着手に土地の造成は含みません。

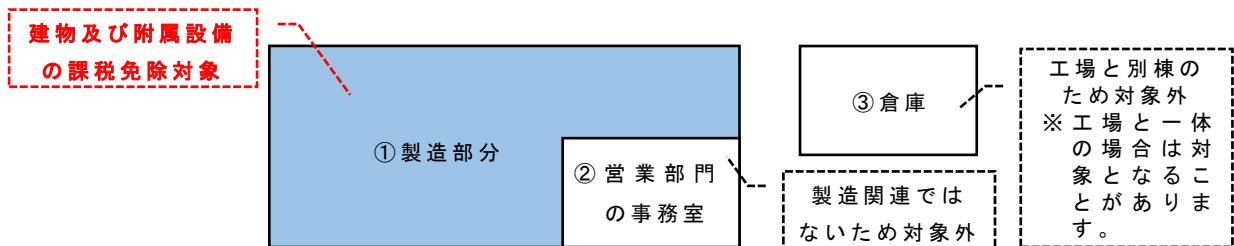
※土地取得日は所有権移転した日（売買契約の日付）となります。

※建設着手日は建物の基礎工事に着手した日（地質調査・測量は除く。）となります。

※課税免除の対象となる建物の垂直投影面積分（①）となります。



□建物及び附属設備（事業の用に供されている部分に限ります。）



□償却資産（対象事業の用に供される「機械及び装置」に限ります。）

※既存施設の取替又は更新のために生産設備の増設をした場合においては、その新增設により生産能力、処理能力が従前に比しておおむね３０％以上増加した部分に係るものに限ります。

○課税免除を受けるための手続き

資産を取得した翌年の１月３１日までに、必要書類を添えて申請書を提出してください。

※次年度以降も同様の手続きが必要です。

○提出書類

- ・固定資産税課税免除申請書【**毎年度提出**】
- ・事業所全体の平面見取図（縮尺の表示があるもの）及びこの家屋の平面図（床面積の記載があるもの）
- ・償却資産がある場合はその配置図及び生産ライン等の工程表（生産能力が概ね３０パーセント増加が確認できる書類）

- ・ 事業所の年次別建設計画及びその実績を明らかにする書類
- ・ 法人税法または所得税法に規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
- ・ 土地及び家屋に係る登記簿謄本（写）
- ・ 土地及び家屋の取得に係る契約書（写）
- ・ 建築確認済証（写）
- ・ 事業所のパンフレット（業種が確認できるもの）
- ・ 法人の場合は申請日から3月以内に取得した法人登記の現在事項全部証明
- ・ 納税証明等（留萌市で発行する滞納なし証明）
- ・ このほか、市長が特に認める書類

3 課税免除対象施設一覧表

【製造業】

	施設	対象
工場 と 同 じ 棟	●製造ライン及び関連施設	
	製造のライン	○
	製造工程の一部である試験・検査施設	○
	上記以外の試験・検査施設	○
	従業員用の食堂・休憩室・着替え室	○
	こん包作業場	○
	出荷作業場	○
	事務室	○
	事務室の従業員が使う食堂・休憩室・手洗い	○
	倉庫（作業場でも製品・部品の置き場部分は倉庫と見なす。）	○
	●製造関連でないもの	
	営業部門の事務室	×
	営業に関連・付随する部屋等（ショールーム等）	×
	食堂等テナント等に貸しつけている施設	×
工 場 と 別 棟	機械室（工場用の耐用年数を用いているものに限る）	○
	工場の構内にある駐輪場・守衛所・詰所等（同上）	○
	事務棟・管理棟	×
	職員宿舎	×
	倉庫	×

【旅館業】

	施 設	対 象
旅 館 と 同 じ 棟	● 旅館用施設及び旅館関連施設	
	客室	○
	フロント・事務室	○
	浴室・サウナ室	○
	添乗員室	○
	配膳室・厨房・パントリー	○
	リネン室・倉庫	○
	宴会場	○
	レストラン・ラウンジ・喫茶コーナー・プール・ジム	○
	その他宿泊客が利用する施設	○
	● 旅館関連でないもの	
	結婚式場	×
	居宅	×
	ゴルフ場関連施設（カート置き場、キャディー室等）	×
旅 館 と 別 棟	機械室（旅館の耐用年数を用いているものに限る）	○
	旅館の構内にある駐輪場・守衛所・詰所等（同上）	○
	車庫・浄化槽上屋等（同上）	○
	事務棟・管理棟	×
	職員宿舎	×
	倉庫	×

固定資産税課税免除申請書

令和6年12月15日

留萌市長

留萌市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定による令和7年度分の固定資産税の課税免除を受けたいので、同条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

納税義務者	(ふりがな) 法人名又は名称	るもいけいざいかぶしきがいしゃ 留萌経済株	(ふりがな) 代表者氏名	だいひょうとりしまりやく るもいたろう 代表取締役 留萌太郎
	住所又は所在地	留萌市幸町1丁目11番地		

新增設の区分	新設・増設	事業所の業種	製造業	
操業開始の日	令和6年5月1日	主要生産品目	金属加工製品	
事業年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	新增設に伴う 増加生産額	100,000千円/年	
固定資産	区分 資産	取得価額	*左の対象資産	*課税標準額
	土地	21,000,000円	円	円
	家屋	220,000,000円	円	円
	償却資産	42,000,000円	円	円
	計	283,000,000円	円	円
摘要				

*印欄には、記入しないこと

取得資産の明細書（土地・家屋）

1 土地の明細

所在・地番	面積	事業用建築物敷地面積	取得年月日	建設着手年月日	取得価格
留萌市幸町1丁目11番地	5,000 m ²	1,000 m ²	令和6年1月15日	令和6年3月15日	21,000,000円

2 家屋の明細

所在・地番	用途構造	面積	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価格	特別償却の有無	耐用年数
留萌市幸町1丁目11番地1-1	工場	1,000 m ²	令和6年4月15日	令和6年4月15日	200,000,000円	有	35年
留萌市幸町1丁目11番地1-2	倉庫	330 m ²	令和6年4月20日	令和6年4月20日	20,000,000円	無	29年

3 償却資産の明細

種類	償却資産の名称	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価格	特別償却の有無	耐用年数
1	舗装工事	令和6年4月25日	令和6年4月25日	1,500,000円	無	10年
2	金属加工装置	令和6年4月15日	令和6年4月15日	405,500,000円	有	12年

※固定資産の種類は、1 構造物、2 機械及び装置